

学校給食に係る食物アレルギーの対応について

令和7年1月 改訂
久御山町教育委員会

久御山町立小中学校の給食では、お子さまに食物アレルギーがある場合、決まった品目について対応しています。

《 内容 》

対応品目



- ・ 上記7品目が給食献立に入っており、お子さまに食物アレルギーがある場合、取り除いたり、代替りの食品を使用して提供します。
- ・ 調理の最終段階で加える食品については、お子さまに食物アレルギーがある場合、品目にかかわらず、すべて取り除いて提供します。

(対応例)

- | | | |
|------------------------|---|------------|
| ① さばの塩焼き (さばアレルギー) | → | 鶏の塩焼き |
| ② かき玉汁 (卵アレルギー) | → | すまし汁 |
| ③ ほうれん草のごま和え (ごまアレルギー) | → | ほうれん草のおひたし |

△ 注意

- ① 「少量なら食べられる」といった「量」については対応できません。
- ② 調味料の除去が必要である、食器や調理器具の共用ができないなど、極微量でもアレルギー反応が出る場合は、対応品目であっても対応できません。

《 実施までの流れ 》

申請

学校長に申請書等を提出

「久御山町学校給食食物アレルギー対応申請書」(様式第1号)
「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」(様式第2号-③)

「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」を医療機関でもらうには、文書料が必要です。

面談

養護教諭、担任、栄養教諭等と面談

詳細を確認し、具体的な対応を検討

決定

学校長から決定通知書を配付

「久御山町学校給食食物アレルギー対応決定通知書」(様式第3号)

承諾

決定通知書を確認し、学校長に承諾書を提出

「久御山町学校給食アレルギー対応実施承諾書」(様式第4号)

継続

年度当初、学校生活管理指導表を学校長に提出

「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」

《 毎月の流れ 》

献立表の配付

前月初旬 学校から使用食品が明記された献立表を配付

献立表の確認

前月中旬 保護者が献立表で「食べられないもの」を確認

対応食の決定

前月下旬 除去・代替の対応を決定し、保護者に配付

お子さまの食物アレルギーの状態が変わった場合は、必ず学校にお知らせください！